

諮問番号:令和6年度(処分)諮問第1号
答申番号:令和6年度(処分)答申第1号

横行審第1号
令和6年(2024年)10月23日

横須賀市長 上地 克明 様

横須賀市行政不服審査会
会長 高橋 健一

行政代執行法第5条に基づく代執行に係る費用の納付命令に係る
審査請求について(答申)

令和6年6月25日付け横福地第132号をもって諮問された行政代執行法(以下「法」という。)第5条に基づく代執行に係る費用の納付命令に係る審査請求について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

審査請求人が令和6年2月7日付けで提起した、横須賀市長の令和5年12月8日付け代執行費用納付命令書に関する処分に係る審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人宅の敷地内屋外、ベランダ及び敷地外前面共有地(以下「共有道路」という。)に物が堆積したことにより、当該物の堆積等がなされた建築物等及びその近隣における生活環境が悪化し、令和5年8月31日時点で、横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例(平成29年横須賀市条例第39号。以下「条例」という。)に反し、当該建築物等が不良な生活環境にあった。
- (2) 令和5年9月15日、処分庁は、条例第10条第3項に基づき、横須賀市生活環境保全審議会において「命令」に関する意見を聴取した。審議会からは「弁明の機会を付与した上で必要と認めた場合は適切に命令を発するよう」意見があった。
- (3) 令和5年9月20日、処分庁は、審査請求人に対し、横須賀市行政手続条例第12条第1項第2号に基づく弁明の機会を付与した(横福総第61号)。同年10月4日の弁明の期限までに審査請求人から弁明はなされなかった。

- (4) 令和5年10月6日、処分庁は、条例第10条第2項に基づき、審査請求人に対し、審査請求人宅の敷地内屋外、ベランダ及び共有道路に堆積している堆積物を、令和5年10月20日までに撤去するよう命令した。同期限までに当該命令に係る措置は履行されなかった。
- (5) 令和5年10月25日、処分庁は、条例第12条第2項に基づき、審議会において、「代執行」に関する意見を聴取した。審議会からは法第2条に規定する要件を具備している旨の意見があった。
- (6) 令和5年10月27日、処分庁は、法第3条第1項に基づき、審査請求人に対し、令和5年11月10日までに、審査請求人宅の敷地内屋外、ベランダ及び共有道路に堆積している堆積物を撤去し、不良な生活環境を解消するよう求める戒告を行った(横福総第73号)。令和5年11月10日の履行期限までに、審査請求人宅の不良な生活環境は解消されなかった。
- (7) 令和5年11月16日、処分庁は、法第3条第2項に基づき、審査請求人宛てに代執行を行う期日を令和5年11月21日と記載した代執行令書を郵送した。ところが、代執行予定日の前日になっても代執行令書が受け取られなかった。そこで、処分庁職員が令和5年11月20日に代執行令書(写)を持って審査請求人宅を訪問し、審査請求人が不在であったことから、審査請求人宅郵便受けに代執行令書(写)を投函した。
- (8) 令和5年11月21日、処分庁は、法第2条に基づき、本件代執行を実施した。
- (9) 令和5年12月8日、処分庁職員は、法第5条に基づく代執行費用納付命令書を交付するため、審査請求人宅に訪問し、代執行費用納付命令書を審査請求人宅に差し置きした。
- (10) 令和6年2月7日、審査請求人から、代執行費用納付命令(以下「本件処分」という。)の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)が提起された。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

- (1) 処分庁が審査請求人に代執行を行う期日を連絡しなかった点で手続的な違法がある。
- (2) 処分庁が審査請求人の立会い無しに住居に侵入し代執行を行ったことは違法である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人に対して令和5年11月20日の代執行令書(写)の審査請求人宅郵便受けへの投函により代執行の実施について通知している。

- (2)代執行当日に市職員が「本日、代執行を行う」旨を伝えたにもかかわらず、審査請求人は立会いをせず、その場を立ち去ってしまった。
- (3)本件処分は、法第5条に基づく適法な処分である。

5 審理員意見書の要旨

(1)審理員意見書の結論

審査請求人の請求は、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項により棄却するべきである。

(2)審理員の判断理由

ア 法第3条第2項に基づく代執行令書による通知について

審査請求人は、代執行を実施する期日の通知がなされなかったことが違法である旨を主張しているが、処分庁が提出した「代執行令書(写)を差し置きした際の決裁書類一式」により、代執行の実施期日を記載した代執行令書は令和5年11月20日に、審査請求人宅の郵便受けに投函された事実が認められる。そのため、代執行の実施期日の通知は適法になされている。

なお、本件の代執行令書の交付は、代執行実施日の前日であり、代執行令書の交付から代執行の実施まで間がないが、代執行令書による通知を規定する法第3条第2項の趣旨は、代執行の実施手続を事前に明確にしてこれを義務者に通知することにより義務者の代執行についての認識を確実ならしめ、もって義務者を手続的に保護するとともに代執行の円滑な実施をはかることを目的とすると解され、それ以上に、既に同条第1項の戒告により相当の期限を定められて義務の履行の督促を受けた義務者に対し、再度義務の履行を督促することまで目的とするものではない。そして、代執行をなすべき時期についての判断は、戒告に示された履行期限経過後は専ら行政庁の裁量に委ねられていると解される。そのため、行政代執行実施日の前日に、代執行令書の交付がなされ、その翌日に代執行が実施されても、違法又は不当な手続であるとは認められない。

イ 法第2条に基づく代執行の実施に際しての義務者の立会いの要否について

審査請求人は、審査請求人の立会い無しに代執行を行ったことが違法又は不当である旨を主張しているが、代執行を実施するにあたり審査請求人の立ち会いを要するものではない。

ウ 法第2条に基づく代執行の実施内容、方法について

審査請求人は、審査請求人の住居に侵入し代執行を行ったと主張しているが、本件代執行は、審査請求人宅の敷地内屋外、ベランダ及び共有道路に堆積してい

る堆積物について実施されており、審査請求人宅の屋内について代執行が実施されたものではない。

そして、本件では、審査請求人宅のみならず、その近隣における生活環境が損なわれていた状況にあったのであるから、本件代執行の実施内容、方法も、その損なわれた生活環境を解消すべく必要かつ相当な範囲内で実施されたものと認めることができる。

6 審査会の判断理由

(1) 審理員による審理手続について

諮問に当たって当審査会に提出された事件記録によると、審理員は、行政不服審査法第29条第1項の規定により審査請求書を処分庁に送付し、同条第2項の規定により、処分庁に対し弁明書の提出を求めている。そして、同条第5項の規定により、処分庁から提出された弁明書を審査請求人に対し送付している。また、同法第30条の規定に基づき、審査請求人に対し反論書の提出を求めている。そして、同法第41条第3項の規定により、審理員は審理手続の終結後に審理関係人にその旨を通知し、同法第42条第2項に基づき、審理員意見書及び事件記録を提出している。

これらのことを踏まえると、本件審査請求に係る審理員の審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(2) 本件処分等の違法性及び不当性について

法第3条第2項に基づく代執行令書による通知、法第2条に基づく代執行の実施、及び本件処分(法第5条に基づく代執行費用納付命令)に係る違法性又は不当性の有無については、以下のとおりである。

ア 法第3条第2項に基づく代執行令書による通知について

審査請求人は、代執行を実施する期日の通知がなされなかったと主張しているが、当審査会に提出された事件記録によると、代執行の実施期日を記載した代執行令書(写)は令和5年11月20日に、審査請求人宅の郵便受けに投函された事実が認められる。

また、当審査会における法第3条第2項の解釈は、審理員意見書における記載と同様であり、既に同条第1項の戒告により相当の期限を定められて義務の履行の督促を受けた義務者に対し、再度義務の履行を督促することまで目的とするものではなく、代執行をなすべき時期についての判断は、戒告に示された履行期限経過後は専ら行政庁の裁量に委ねられていると解する。

したがって、本件代執行実施日の前日に代執行令書の交付がなされ、その翌日

に代執行が実施されたとしても、法第3条第2項に基づく代執行令書による通知に違法性又は不当性は無い。

イ 法第2条に基づく代執行の実施に際しての義務者の立会いの要否について

審査請求人は、審査請求人の立会い無しに代執行を行ったと主張しているが、当審査会における法第2条の解釈は、審理員意見書における記載と同様であり、代執行の実施に際し、義務者の立会いを要件とするものではないと解する。

したがって、本件代執行の実施に際し、審査請求人の立会いがなかったとしても、法第2条に基づく代執行の実施に違法性又は不当性は無い。

ウ 法第2条に基づく代執行の実施内容、方法について

審査請求人は、審査請求人の住居に侵入し代執行を行ったと主張しているが、当審査会に提出された事件記録によると、本件代執行は、審査請求人宅の敷地内屋外、ベランダ及び共有道路に堆積している堆積物について実施されており、審査請求人宅の屋内について実施されたものではない事実が認められる。

その他の実施内容、方法も、審査請求人宅の屋外及び近隣の損なわれた生活環境を解消すべく必要かつ相当な範囲内で実施されたものである事実が認められる。

したがって、法第2条に基づく代執行の実施に違法性又は不当性は無い。

エ 本件処分(法第5条に基づく代執行費用納付命令)について

当審査会に提出された事件記録によると、本件処分(法第5条に基づく代執行費用納付命令)は、令和5年12月8日付け横福総第84号文書により適正に行われており、違法性又は不当性は無い。

(3)結論

以上の内容を踏まえると、本件処分について、違法性及び不当性は認められないため、当審査会は、「1 審査会の結論」に記載のとおり判断する。

横須賀市行政不服審査会

会長 高橋 健一

委員 出口 裕明

委員 佐藤 里紗

○審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
令和6年 2月 7日	・審査請求の提起
令和6年 6月25日	・横須賀市長からの諮問(民生局福祉子ども部地域福祉課)
令和6年10月 3日	・審議
令和6年10月23日	・答申